別紙

国際学生宿舎経費負担区分

１　維持管理費

　　　国際学生宿舎の維持管理を適切に行い、快適な宿舎生活が送れるよう、次の維持管理に充てるものとして入居者から月額５，０００円を徴収する。

1. 個室内の壁、床、天井の内装劣化、損傷補修
2. 個室内の設備・備品の修理、更新
3. 共用部分の入居者が使用する機器（洗濯機、冷蔵庫）等の修理、更新
4. インターネット接続費用
5. その他、管理運営責任者が必要と認めたもの

２　光熱水料

1. 個室の光熱水料は、入居者が負担する。
2. 電気料金、水道料金、ガス料金の基本料は、大学と入居者で半額ずつ負担する。
3. 玄関、廊下、階段の電気料金相当分を定額として、大学が負担する。
4. 事務室での光熱水料の使用料金を定額として、大学が負担する。

３　その他

　　　入居者が私生活のために使用するものは、入居者が負担する。